

大分県立九重青少年の家寝具類賃貸借契約（単価契約） 仕様書

この仕様書は、大分県立九重青少年の家 所長（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）が締結した寝具の賃貸借に関する契約書に基づき、乙が履行しなければならない業務について必要な事項を定める。

乙は、業務の実施にあたっては、契約書及びこの仕様書を遵守しなければならない。

- 1 業務場所 玖珠郡九重町大字田野 2 0 4 番地 4 7
大分県立九重青少年の家
- 2 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとする。
- 3 物品 賃貸借契約の対象となる寝具の種類と年間使用枚数は以下のとおりである。

種 類	契約期間中使用予定枚数
シ ー ツ	約 1 6 , 5 0 2 枚
枕カバー	約 8 , 2 5 1 枚

- 4 納入場所 九重青少年の家宿泊棟 1 階リネン室
- 5 納入期限 施設利用者の入退所の状況や物品の残数等を考慮の上、甲がその都度指定するものとする。